

令和 8 年 2 月 16 日

参議院法務委員会調査室

令和 8 年度裁判所関係予算案関係資料提出依頼

令和 8 年度裁判所関係予算の委嘱審査のための資料として、以下の各項目につき、資料を作成し、提出をお願いいたします。

提出期限 令和 8 年 3 月 16 日（月）正午

形式及び部数 A 4 判 11 部

※102「参議院法務委員会で議決された決議（附帯決議を含む）の昨年 1 年間における対処状況について（令和 8 年 2 月調査）」は、マイクロソフト Word ファイルも提供をお願いします。

- ・ 下線部分は新規項目です。
- ・ 速報値でも要求年度より新しい年度の数値があれば記載してください。
- ・ 要求項目について、統計を取っていない等の場合はその旨記載してください。

令和 8 年度予算案関係資料要求項目（裁判所関係）

（特に年度の指定のないものは、令和 7 年度分を御提示ください。）

〈全体〉

- 1 裁判所職員の定員に関する根拠法令
- 2 裁判所職員定員法改正に必要な経費（区分別の員数・人件費・物件費）（令和 8 年度案）
・増額分については、平年度化して計算した場合の額も分かるよう記載してください。
- 3 下級裁判所の裁判官の官職別定員・現在員等内訳（平成 28 年度～令和 7 年度）
- 4 地裁判事・判事補で簡裁判事、家裁判事・判事補を兼ねている者の数（令和 7 年 12 月 1 日現在）
・簡裁判事、家裁判事・判事補について、それぞれ分かるようにしてください。
- 5 裁判所職員の官職別定員・現在員等内訳（平成 28 年度～令和 7 年度）
・昨年同様、「その他」に該当する職員の具体的な内訳も記載してください。

〈裁判官〉

- 6 裁判官の号別在職状況（令和 7 年 12 月 1 日現在）
- 7 裁判官の年齢階層別（60 歳以上、50～59 歳、40～49 歳、30～39 歳、29 歳以下）・男女別在職状況（平成 28 年度～令和 7 年度）
- 8 司法修習生考試に関する資料（修習期、応募者数、合格者数、不合格者数及び不合格率、修習終了者数、平成 27 年度～令和 6 年度）
- 9 令和 6 年司法修習終了者の進路区分（男女別）
・進路の区分は、「判事補」「検察官」「弁護士」「その他」とし、「弁護士」と「その他」は区別してください。進路先に「簡裁判事」の方がいる場合には、「判事補」と区別して記載してください。
- 10 第 77 期司法修習終了者の裁判官志望者数（司法修習生採用時・判事補志望締切時）、裁判官任官者数、裁判官任官者の年齢（最年少・最年長・平均年齢）
・採用時、締切時については、年月日を明らかにしてください。

- 11 司法修習資金（及び平成 29 年度から実施の修習専念資金）の貸与申請者数、貸与金額別内数及び貸与率（平成 27 年度～令和 6 年度）
- 12 裁判実務に携わっていない裁判官数（令和 7 年 12 月 1 日現在）
- 13 最高裁判所調査官の数（平成 28 年度～令和 7 年度）
- 14 行政省庁等に勤務する者のうち、裁判官出身者の官職一覧表（省庁別、出向先官職名、令和 7 年 12 月 1 日現在）
- 15 行政機関等に勤務する者のうち、裁判官出身者の官職及び数（令和 7 年 12 月 1 日現在）
- 16 裁判官と検察官の人事交流（平成 28 年度～令和 7 年度）
 - ・訟務検事内数、検察庁における捜査公判担当検事内数、行政省庁別内数も記載してください。
- 17 裁判官の外部研修の概要
- 18 法科大学院に教員派遣した裁判官数
- 19 弁護士任官制度による弁護士から裁判官への任官者数（官職別）及び任官時配属先（平成 28 年度～令和 7 年度）
 - ・民事調停官、家事調停官から常勤裁判官への任官者（官職別）の内数も分かるようにしてください。
- 20 民事調停官及び家事調停官の数（所属庁別、男女別）
- 21 特例判事補の人数（平成 28 年度～令和 7 年度）
- 22 司法修習終了年・期別の判事補現員数及び特例判事補の数（令和 7 年 12 月 1 日現在）
- 23 判事補の弁護士職務経験制度による弁護士職務従事者数（平成 28 年度以降、従事期間別、裁判官への復帰状況別）
- 24 判事、判事補が常駐していない全国地家裁支部一覧
- 25 裁判官の育児休業・介護休暇・配偶者同行休業取得者数及び育児休業取得率（男女別、令和 2 年度～令和 6 年度）
- 26 裁判官の退職者数（退官理由別、平成 28 年度～令和 7 年度。見込みを含む。）
- 27 裁判官分限事件数（平成 28 年度～令和 7 年度）
 - ・確定しているものについては、その結果も記載してください。

28 下級裁判所裁判官指名諮問委員会の答申結果

29 簡易裁判所判事の任命状況、経歴内訳

〈裁判官以外の裁判所職員〉

30 定員合理化計画への協力による減員数（平成 28 年度～令和 8 年度案）

31 裁判官以外の職員の官職別年齢階層・男女別人員

- ・秘書官、書記官、家裁調査官（補）、事務官、速記官、その他、行（二）職員の内訳と合計を記載してください。

32 裁判所職員総合研修所裁判所書記官養成課程入所生及び研修を経て裁判所書記官として任官した者の数（男女別）

- ・裁判所書記官任用試験を経て裁判所書記官として任官した者の数（男女別）についても記載してください。
- ・事務官、速記官からの移行内数についても記載してください。

33 裁判所職員総合研修所家庭裁判所調査官養成課程入所生及び研修を経て家庭裁判所調査官として任官した者の数（男女別）

34 他省庁等から裁判所への出向者数、裁判所から他省庁等への出向者数（機関別）

35 裁判官以外の職員の育児休業・介護休暇・配偶者同行休業取得者数及び育児休業取得率（男女別、令和 2 年度～令和 6 年度）

36 裁判官以外の職員の退職者数（退職理由別、平成 28 年度～令和 7 年度、見込みを含む。）

37 裁判官以外の職員の臨時的任用者数・再任用者数（平成 28 年度～令和 7 年度）

38 執行官の数及び執行官法第 8 条による手数料収入額（所属庁別、平成 28 年度～令和 7 年度）

〈速記官〉

39 速記官の庁別の配置状況

40 速記官から書記官その他の裁判所職員への転官数の推移及び内訳（平成 10 年度以降）

- ・試験による転官、研修転官の別も記載してください。

- 41 速記官の退職者数（平成 28 年度～令和 7 年度。見込みを含む。）
- 42 証人等証拠調べの数と録音反訳にされた件数、録音反訳率（民事・刑事別、平成 28 年度～令和 7 年度）
- 43 録音反訳委託費予算の推移（平成 28 年度以降）
- 44 録音反訳方式により反訳を行う場合の反訳料金、反訳にかかる時間
- 45 法廷で使用されているコンピュータ内蔵の速記タイプの使用届出数

〈事件の概況〉

- 46 民事通常訴訟事件の新受、既済及び未済件数（審級別、終局区分別、平成 28 年～令和 7 年）
- 47 専門訴訟事件等新受、既済及び未済件数（行政訴訟（第一審）・労働関係民事訴訟（第一審）・知的財産権関係民事訴訟（第一審）・労働審判・医事関係訴訟（第一審）・建築関係訴訟（第一審）・交通関係訴訟（第一審）別、平成 28 年～令和 7 年）（地裁）
- 48 少額訴訟事件の新受、既済及び未済件数（終局区分別、平成 28 年～令和 7 年）
- 49 民事訴訟事件中の本人訴訟の件数及び割合（地裁・簡裁別）
- 50 強制執行事件（不動産・債権別）・担保権実行事件（不動産・債権別）の新受、既済及び未済件数（終局区分別、平成 28 年～令和 7 年）
- 51 執行官が執行機関となる執行事件（動産執行事件等、不動産等明渡・引渡執行事件、保全執行事件等の別）の新受、既済及び未済件数（終局区分別、平成 28 年～令和 7 年）
 - ・「動産執行事件等」については、そのうち「子の引渡し」の内数を明らかにしてください。
- 52 財産開示事件の新受、既済及び未済件数（終局区分別、平成 28 年～令和 7 年）
- 53 破産事件新受件数（総数、申立人（自然人・法人等）別の自己破産件数）、既済及び未済件数（終局区分別、平成 28 年～令和 7 年）
- 54 民事再生事件の新受、既済及び未済件数（平成 28 年～令和 7 年、①小規模個人再生、②給与所得者等再生、③住宅資金特別条項事件別）
- 55 会社更生事件の新受、既済及び未済件数（平成 28 年～令和 7 年）

- 56 民事一般調停事件の新受、既済及び未済件数（終局区分別、平成 28 年～令和 7 年）
- 57 特定調停事件の新受、既済及び未済件数（終局区分別、平成 28 年～令和 7 年）
- 58 令和 6 年能登半島地震による災害に起因する紛争に関する民事調停の申立て手数料の免除を受けた措置件数（令和 6 年及び令和 7 年）
- 59 民事保全事件の新受、既済及び未済件数（仮差押事件、仮処分事件別、平成 28 年～令和 7 年）
- 60 配偶者による暴力、精神的虐待を動機とする離婚申立件数（平成 28 年～令和 7 年）
- 61 配偶者暴力に関する保護命令事件の新受、既済及び未済件数（平成 28 年～令和 7 年）
- 62 刑事通常訴訟事件の新受、既済及び未済件数（審級別、平成 28 年～令和 7 年）
- 63 刑事通常第一審における裁判員裁判対象事件の新受人員（地裁）（平成 28 年～令和 7 年）
- 64 刑事被告人の総数並びに国選弁護人がついた被告人の数及び私選弁護人がついた被告人の数（平成 28 年～令和 7 年）
- 65 死刑判決人員数（審級別、平成 28 年～令和 7 年）
- 66 通訳翻訳人の付いた刑事事件の終局人員（うち被告人の通訳言語が手話又は口語であった終局人員、平成 28 年～令和 7 年）
- 67 要通訳事件の通訳料に関する予算額、支出実績（額）の推移（民事、刑事別、平成 28 年～令和 7 年）
- 68 言語等別通訳人の数一覧（手話通訳人を含む）
- 69 通訳言語別の刑事通常第一審における事件数（裁判員裁判対象事件及び非対象事件別平成 28 年～令和 7 年）
- 70 犯罪被害者保護関連法の運用状況（平成 28 年～令和 7 年）
- ・「通常第一審において被害者参加の申出があった事件の状況」「刑事損害賠償命令事件の処理状況」「刑事損害賠償命令事件の終局区分別終局件数」については、平成 28 年～令和 7 年の各年別に明らかにしてください。
- 71 裁判員メンタルヘルスサポート窓口の利用状況（平成 28 年度～令和 7 年度の各年度の
内訳）

- 72 令状請求人員とその処理（請求・発付・却下・取下）件数（平成 28 年～令和 7 年）
- 73 令和 7 年の逮捕状請求事件の結果区分及び既済人員（各地裁管内別（地裁分・簡裁分別））
- 74 通常第一審（地裁）における保釈率、保釈請求率及び保釈許可率、通常第一審（地裁）における終局人員の身柄処理状況（平成 28 年～令和 7 年）
- 75 刑事補償（拘禁補償）決定報告事例（令和 7 年度確定分）
- 76 検察審査会における起訴相当等議決事件、検察官の事後措置、起訴議決事件及び起訴事件の第一審裁判結果（罪名別）
- 77 家事事件・人事訴訟事件の新受、既済及び未済件数（審判、調停、人事訴訟、その他別、平成 28 年～令和 7 年）
- 78 成年後見関係事件の新受、既済及び未済件数（後見開始等、保佐開始等、補助開始等、後見等監督処分、後見人等の報酬及び任意後見契約法律関係事件別、平成 28 年～令和 7 年）
- 79 特別養子縁組の成立及び養子縁組許可の各審判事件の既済件数（終局区分別、養親となる者と養子となる者との関係別、平成 28 年～令和 7 年）
- 80 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律に基づく子の返還申立事件及び面会交流の調停等申立事件の新受、既済及び未済件数（終局区分別、平成 28 年～令和 7 年）
- 81 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律に基づく子の返還申立事件の平均審理期間（平成 28 年～令和 7 年）
- 82 少年保護事件の新受、既済及び未済件数（一般保護事件、道路交通保護事件、準少年保護事件別、平成 28 年～令和 7 年）
- 83 少年一般保護事件逆送決定数（年齢別、平成 28 年～令和 7 年）
- 84 少年法 22 条の 3 第 1 項、同第 2 項及び 22 条の 5 第 2 項により各国選付添人が付された事件の数及び弁護士付添人の数並びに検察官関与決定のあった少年の人員（平成 28 年～令和 7 年）
- 85 少年補償事件決定報告事例（令和 7 年度確定分）

- 86 民事・刑事・行政訴訟事件別平均審理期間（審級別、平成 28 年～令和 7 年）
- 87 医事関係事件の平均審理期間（審級別、平成 28 年～令和 7 年）
- 88 建築関係事件の平均審理期間（審級別、平成 28 年～令和 7 年）
- 89 労働事件の平均審理期間（訴訟につき審級別、訴訟と労働審判別、平成 28 年～令和 7 年）
- 90 知的財産権関係民事訴訟事件の平均審理期間（審級別、平成 28 年～令和 7 年）
- 91 交通関係訴訟事件の平均審理期間（審級別、平成 28 年～令和 7 年）
- 92 人証調べのある民事第一審訴訟事件の平均審理期間（対席判決、和解事件別、平成 28 年～令和 7 年）
- 93 家事事件及び人事訴訟事件の平均審理期間（全審判、別表第一（甲類）審判、別表第二（乙類）審判、全調停、人事訴訟事件別、平成 28 年～令和 7 年）
- 94 少年保護事件の平均審理期間（一般、道路交通別、平成 28 年～令和 7 年）
- 95 民事第一審訴訟事件の合議率（平成 28 年～令和 7 年）
- 96 民事事件におけるウェブ会議の実施件数（統計開始以降直近までの月別、手続類型別）
 - ・手続類型については、「口頭弁論、弁論準備、書面準備、和解、進行協議、調停、労働審判、その他」といった類型が考えられますが、把握されている限りのもので差支えありません。
- 97 家事調停手続におけるウェブ会議の実施件数（統計開始以降直近までの月別、事件類型別）
 - ・事件類型については、「婚姻関係、子の監護、遺産分割、その他」といった類型が考えられますが、把握されている限りのもので差支えありません。

〈予算一般〉

- 98 裁判所予算総額、その内訳及び一般会計に占める割合（人件費・裁判費・施設費・その他。平成 29 年度～令和 8 年度）
- 99 裁判関係日当等単価（日当・手当・国選弁護士報酬、令和 4 年度～令和 8 年度）
- 100 電算機処理に係る裁判事務及び司法行政事務の概要、ネットワーク化の進展状況と関

連予算（令和８年度）

101 年度別裁判員制度関連予算とその内訳及び執行額とその内訳（裁判員・裁判員候補者の日当旅費、広報経費（（注）マスメディア広告、インターネット関連広報、映画制作等広報用ツール、各種説明会等下級裁での活動経費等）、コールセンター業務委託費、裁判員候補者通知発送委託費、裁判員関係海外司法事情調査費、アンケート調査費、有識者懇談会費、裁判員候補者名簿管理システム費、量刑検索システム整備費、音声認識システム整備費、法廷等器具整備費、裁判員メンタルヘルスサポート窓口関連経費等）（平成 28 年度～令和 7 年度）

- ・予算とその内訳については、令和 7 年度の数値も記載してください。

〈附帯決議への対応〉

102 参議院法務委員会で議決された決議（附帯決議を含む）の昨年 1 年間における対処状況について（令和 8 年 2 月調査）

- ・別添資料のとおり、御回答ください。
- ・一部措置済みの決議内容について、昨年から講じた新たな措置があれば、その具体的な内容についても、御回答をお願いします。

以 上

102. 参議院法務委員会で議決された決議（附帯決議を含む）の昨年１年間における対処状況について（令和８年２月調査）

○裁判所職員定員法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和７年４月１０日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
一 民事訴訟手続の審理期間及び合議率の目標を達成するため、審理期間が長期化している近年の状況を検証し、審理の運用手法、制度の改善等に取り組むとともに、産業の高度化や国際化に対応できるよう裁判官の能力及び職責の重さの自覚の一層の向上に努めること。		
二 裁判所職員定員法の改正を行う場合には、引き続き、判事補から判事に任命されることが見込まれる者の概数と判事の欠員見込みの概数を明らかにし、その定員が適正であることを明確にすること。		
三 当委員会における裁判所職員定員法改正案の審査に際し、これまでに付されてきた附帯決議等を踏まえ、最高裁判所において、引き続き、判事補の定員の充足に努めるとともに、判事補の定員の在り方について、現実的な実員の増減見通しも踏まえて更なる削減等も含め検討していくこと。		
四 現在の法曹養成制度の下で法曹志望者の数について顕著な改善傾向が見られないことを踏まえ、そのことが法曹の質や判事補任官者数に及ぼす影響につき必要な分析を行い、その結果を引き続き国会に示すとともに、同制度や法改正の趣旨を踏まえた更なる法曹養成機能の向上、法曹志望者の増加等に向けた取組をより一層進めること。		
五 裁判手続等のデジタル化の進捗状況を踏まえ、合理化・効率化が可能な事務と注力すべき事務をそれぞれ考慮した上で、裁判官・裁判所職員の適切な人員配置を行うよう努めるとともに、裁判官以外の裁判所職員の労働時間を把握し、適切な労働環境を整えること。		

六 両親の離婚時における子どもの利益確保の要請等への対応、その他価値観の多様化に伴う家事事件の複雑化・困難化の動向等に対して、家庭裁判所における多角的な対応が適切かつ十分に行われるよう、裁判官・家庭裁判所調査官の充実を含め、家庭裁判所の人的・物的体制の強化を進めること。		
七 裁判官・裁判所職員が健康的に働き続けられる職場環境を整備すること。子育て、介護など仕事と家庭の両立に向けた取組をより一層進めること。		
八 国民に身近で利用しやすい司法の実現という観点から、地域の実情に即した裁判所へのアクセスの向上を図るため、地域の人口及び交通事情の変化や事件数の動向、裁判手続等のデジタル化の進捗状況等を踏まえつつ、適切な人的・物的体制の整備に努めること。		

○情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和7年5月15日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
一 身体の拘束を受けている被疑者又は被告人にとって弁護人又は弁護人となろうとする者の援助を受ける権利が重要であることに鑑み、映像と音声の送受信によるいわゆるアクセスポイント方式によるオンライン接見について必要性の高い地域からできる限り速やかに環境整備を進め、被疑者又は被告人が弁護人又は弁護人となろうとする者から援助を受けられるよう配慮するとともに、本法施行後三年を目途にその進捗状況に応じて法制化の必要性について検討を行うほか、電磁的記録である書類の電磁的方法による授受について検討を行うこと。併せて、現在実施されているテレビ電話を含む電話による外部交通制度・電話連絡制度に関しては、一層の秘密の保持や、手続の円滑化、対象地域の拡大、映像と音声の送受信による方法への切替等の検討を進めること。		
二 検察官が行うビデオリンク方式による弁解録取は、被疑者が威圧され本人の意思に反する供述がされることのないように当該事件の捜査に従事する司法警察職員の影響を遮断して行われるよう配慮すること。また、ビデオリンク方式による勾留質問は、被疑者及び被告人が威圧により本人の意思に反する供述がされることのないように捜査機関の影響を遮断して行われるよう配慮すること。		
三 ビデオリンク方式による証人尋問等については、証人等の負担軽減や手続の円滑化及び迅速化に資する一方で、法廷において対面で行われる尋問等に比して、証人の状況を詳しく観察できないなどの指摘があることを踏まえ、証人に対する反対尋問権が実質的に保障され、裁判所におけるビデオリンク方式の採用の判断が適切に行われるよう、本改正により追加される要件及びその趣旨について周知すること。		

四 電磁的記録提供命令制度の運用に当たっては、対象となる電磁的記録について、犯罪事実との関連性の認められるものをできる限り具体的に特定して令状の請求が行われるとともに、犯罪事実と関連性のない個人情報ができる限り収集されることのないように厳格に令状審査が行われるよう、制度の内容及び趣旨について、関係者へ周知徹底すること。また、収集された情報が個人の重要なプライバシー情報や犯罪事実と関連性のない個人情報等を含み得ることに十分に留意し、定められた規定に基づく消去も含め、適正かつ厳重な管理を行うとともに、電磁的記録の特性に着目した個人情報保護を適切に行うための情報の保管及び管理の在り方を検討すること。		
五 電磁的記録提供命令により電磁的記録を提供させるに当たっては、必要に応じ、自己の意思に反して供述することを命ずるものではないこと及び当該命令に対して不服申立てができることを教示すること。また、誤解を与えるなどして憲法上保障された自己負罪拒否特権を実質的に侵害することとならないよう、適切に対処するよう周知すること。		
六 電磁的記録提供命令に係る秘密保持命令を発するに当たっては、必要な限度で期間を定めるとともに、その必要がなくなった場合には、捜査機関において、期間経過前であっても速やかにこれを取り消す運用とするよう関係者へ周知すること。		
七 電磁的記録提供命令又は電磁的記録媒体の押収が取り消されたときは、捜査機関において当該電磁的記録に含まれる情報が不適正に利用されることのないよう、特に留意すること。		
八 検察官が弁護人に対して証拠書類等の閲覧・謄写の機会を付与するに当たっては、関係者のプライバシー等を保護しつつ、弁護人の利便性の向上を図る観点から、弁護人の要望を踏まえつつ、できる限り、オンラインによる電磁的記録の閲覧・謄写の方法によることを可能とするとともに、電磁的記録については複写による謄写の方法を認めるよう、留意すること。		
九 捜査機関が収集した証拠が改ざん・差替えや破棄等をされことなく適切に保管される措置を講じるよう努めること。		

十 捜査機関が収集した証拠に犯罪事実と関連性のない個人情報等が含まれる場合においては、捜査機関において当該個人情報等が不適正に利用されることのないよう、特に留意すること。		
十一 オンライン等の方法による裁判所に対する申立て等については、弁護人による迅速かつ適切な弁護活動を不当に阻害することのないよう、留意すること。		
十二 電磁的記録文書等偽造罪の適用に当たっては、虚偽の名義又は内容の電子データによる他人の権利・利益の侵害に対して厳格に対処できるようにするとともに、SNSへの投稿等が過度に広汎に罰せられることにより表現の自由が不当に抑制されることのないよう、特に留意すること		
十三 改正法の施行に必要となるシステムを構築するに当たっては、サイバー攻撃等により捜査・公判で用いられる個人情報の流出が生じることがないよう、厳格なセキュリティ水準を確保すること。また、ビデオリンク方式の利用における成り済ましや第三者による不当な介入、デジタル証拠の漏洩や改ざん防止のために必要な措置について不断に検討し、継続的な対策を講じるとともに、システム障害時にも司法手続を継続できる体制の整備に努めること。併せて、システムの開発及び運用準備のスケジュールに無理が生じることのないよう検討を進めるとともに、制度の開始に先立って必要な検証・試験運用期間を設けること。また、司法関係者のデジタルリテラシーの向上のための研修等について検討を進めること。		
十四 刑事手続のデジタル化を速やかに実現させるため、裁判所を始めとする関係機関に必要な人的・物的体制の整備及び予算の確保に引き続き努めること。		
十五 今後における捜査・公判手続のデジタル化の更なる進展のため、デジタル化による刑事手続の一層の効率化について引き続き検討を行うとともに、刑事手続に関与する者の利便性を向上させる措置について検討を行い、必要があると認めるときはその結果に基づいて所要の措置を講じること。		

十六 政府は、本法による改正後の刑事訴訟法その他の法律の規定の施行状況や施行後における情報通信技術の進展、捜査・公判の実情等を踏まえて、個人情報保護の必要性や被疑者及び被告人の防御権、犯罪被害者等の名誉・プライバシー等を重視しつつ、必要に応じて所要の措置を講ずるものとする。		
--	--	--

○民事裁判情報の活用の促進に関する法律案に対する附帯決議（令和7年5月22日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
一 民事裁判情報管理提供業務を行う法人を指定する際には、民事裁判情報に含まれる個人情報について遺漏なく仮名処理を実施するとともに漏えい等を防止するために必要な安全管理措置を講じることができる技術的能力及び経理的基礎について、厳格かつ公平に審査すること。また、指定後においても、民事裁判情報は仮名処理後も個人を容易に特定し得る場合があり、広く社会に拡散しやすい性質を有することに鑑み、業務の委託先及び再委託先を含め、当事者や関係者のプライバシー保護の要請に十分に配慮した措置に加え、適切な安全管理措置を講じるとともに、保有民事裁判情報等の目的外使用を行わないよう、指定法人に対し必要かつ適切な監督を行うこと。		
二 仮名加工民事裁判情報等の提供料金については、民事裁判情報管理提供業務の適正かつ確実な実施のために必要な経費を勘案しつつ、利用者にとって過度な負担とならないよう配慮すること。		
三 先例的価値及び社会的関心の高い判例情報を幅広く国民に提供することが本法の施行後も引き続き重要であることに鑑み、現在行われている裁判所ウェブサイトにおける判例情報の提供について、今後とも更に適切な運用に努めること。		
四 附則第五条に基づく五年経過後の検討を行うに当たっては、諸外国における判例情報の公開に関する法制の動向等も勘案し、民事裁判情報の確実かつ安定的な公開のために必要な体制の在り方について検討を行うこと。		

○譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律案及び譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案に対する附帯決議
(令和7年5月29日)

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
一 譲渡担保権の実行に際しての破産財団等への組入義務など一般債権者への弁済原資を確保するための新たな制度に係る両法施行後の運用状況について検証するとともに、その結果を踏まえ、一般債権者保護の実効性向上のための破産財団等への超過分の金銭の組入範囲の在り方や、組入対象財産の保全対策の一層の強化に向けた仕組みの検討を行うこと。また、破産財団等への組入対象財産を確実に保全するための譲渡担保権設定者等による担保請求の円滑な実施に向けた支援など制度の実効性を確保するために必要な措置等を検討すること。併せて、労働債権が労働者やその家族の生活維持に不可欠であり、社会的公正や社会政策上の観点から特別な保護の必要性が高いことを踏まえ、企業の倒産時における労働債権について優先順位の引上げ、未払賃金立替払制度の実効性確保に向けた立替払額の見直し等に関し、引き続き必要な検討を行うこと。併せて、ILO第百七十三号条約の早期批准に向けて検討に努めること。		
二 動産及び債権譲渡の対抗要件の見直し並びに所有権留保登記の新設等に伴い、企業における登記の需要が増大することから、登記申請の際の添付情報の合理化、オンライン申請における本人確認の合理化など、登記手続の利便性の向上及びコスト低減のための方策を検討し、必要な措置を講ずるとともに、法務局を始めとする関係行政機関に必要な体制の整備に努めること。		
三 本改正が融資実務に多大な影響を与えることに鑑み、両法の趣旨や内容、裁判手続等について周知広報を徹底するとともに、施行に向けた適切な準備を進めること。		

○裁判所職員定員法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和6年4月4日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
一 民事訴訟手続の審理期間及び合議率の目標を達成するため、審理期間が長期化している近年の状況を検証し、審理の運用手法、制度の改善等に取り組むとともに、産業の高度化や国際化に対応できるよう裁判官の能力及び職責の重さの自覚の一層の向上に努めること。		
二 裁判所職員定員法の改正を行う場合には、引き続き、判事補から判事に任命されることが見込まれる者の概数と判事の欠員見込みの概数を明らかにし、その定員が適正であることを明確にすること。		
三 令和二年四月十六日、令和三年四月六日及び令和五年四月六日の当委員会における各附帯決議等を踏まえ、最高裁判所において、引き続き、判事補の定員の充足に努めるとともに、判事補の定員の在り方について、現実的な実員の増減見通しも踏まえて検討していくこと。		
四 現在の法曹養成制度の下で法曹志望者の数について顕著な改善傾向が見られないことを踏まえ、そのことが法曹の質や判事補任官者数に及ぼす影響につき引き続き必要な分析を行い、その結果を国会に示すとともに、同制度や法改正の趣旨を踏まえた更なる法曹養成機能の向上、法曹志望者の増加等に向けた取組をより一層進めること。		
五 裁判手続等のデジタル化の進捗状況を踏まえ、合理化・効率化が可能な事務と注力すべき事務をそれぞれ考慮した上で裁判官・裁判所職員の適切な人員配置を行うよう努めるとともに、裁判官以外の裁判所職員の労働時間を把握し、適切な労働環境を整えること。		
六 両親の離婚時における子の利益確保の要請等への対応の必要性、子をめぐる事件を始めとした家事事件の複雑化・困難化の動向等を踏まえ、家庭裁判所における多角的な対応が適切かつ十分に行われるよう、家庭裁判所の人的・物的体制の整備を進めること。		

七 裁判官・裁判所職員が健康的に働き続けられる職場環境を整備すること。子育て、介護等について仕事と家庭の両立に向けた取組をより一層進めること。		
八 地域の人口及び交通状況等の推移や事件動向、裁判手続等のデジタル化の進捗状況を踏まえ、地域の実情に即した、国民の裁判所へのアクセスの向上を図るため、適切な人的・物的体制の整備に努めること。		

○民法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和6年5月16日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
二 法務省及び最高裁判所は本改正に係る国会審議において、特に、①合意がない場合に父母双方を親権者とすることへの懸念、②親権者変更、③子の居所指定、④過去のDV・虐待の取扱いについての対応、⑤DV・虐待のおそれに関する質疑があったことを含めて、立法者の意思に係るものとして、父母の協議や裁判所における判断に当たって十分理解されるよう、その内容の周知に最大限努力を尽くすものとする。		
六 父母の別居や離婚に伴う子の養育をめぐる事件の審理に関し、特に子の権利利益を保護する観点に留意し、子の安全や安心、適時な親権行使の確保への配慮のほか、当事者、特に子の意見を適切に聴取しこれを尊重することを含め適切な審理運営がされるよう必要な研修その他の取組を行うこと。		
九 改正法により家庭裁判所の業務負担の増大及びDV・虐待のある事案への対応を含む多様な問題に対する判断が求められることに伴い、①家事事件を担当する裁判官、家事調停官、家庭裁判所調査官等の裁判所職員の増員、②被害当事者及び支援者の協力を得ることなどにより、DV・虐待加害者及び被害者の心理の理解を始めとする適切な知見の習得等の専門性の向上、③調停室や児童室等の増設といった物的環境の充実、オンラインによる申立てやウェブ会議の利用の拡大等による裁判手続の利便性の向上、子が安心して意見陳述を行うことができる環境の整備など、必要な人的・物的な体制の整備に努めること。		
十二 親権者の指定や親子交流等が子の利益のため適切に行われるようにするため、DV及び児童虐待の被害又はそれらのおそれの有無についての認定が適切に行われるよう、必要な研修その他の取組を行うこと。また、父母が互いの親子交流を尊重し、これを妨げる行為を防止する措置等について検討すること。		

○裁判所職員定員法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和５年４月６日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
一 民事訴訟手続の審理期間及び合議率の目標を達成するため、審理期間が長期化している近年の状況を検証し、審理の運用手法、制度の改善等に取り組むとともに、産業の高度化や国際化に対応できるよう裁判官の能力及び職責の重さの自覚の一層の向上に努めること。		
二 裁判所職員定員法の改正を行う場合には、引き続き、判事補から判事に任命されることが見込まれる者の概数と判事の欠員見込みの概数を明らかにし、その定員が適正であることを明確にすること。		
三 令和二年四月十六日及び令和三年四月六日の当委員会における各附帯決議等を踏まえ、最高裁判所において、引き続き、判事補の定員の充足に努めるとともに、判事補の定員の在り方について、現実的な実員の増減見通しも踏まえて更なる削減等も含め検討していくこと。		
四 現在の法曹養成制度の下で法曹志望者の数について顕著な改善傾向が見られないことを踏まえ、そのことが法曹の質や判事補任官者数に及ぼす影響につき引き続き必要な分析を行い、その結果を国会に示すとともに、同制度や法改正の趣旨を踏まえた更なる法曹養成機能の向上、法曹志望者の増加等に向けた取組をより一層進めること。		
五 裁判手続等のデジタル化の進捗状況を踏まえ、合理化・効率化が可能な事務と注力すべき事務をそれぞれ考慮した上で適切な人員配置を行うよう努めるとともに、裁判官以外の裁判所職員の労働時間を把握し、適切な労働環境を整えること。		
六 社会の耳目を集めた事件の事件記録が特別保存に付されることなく廃棄されていたことを踏まえ、今後の事件記録の十分な管理体制の確立に努めること。		

○民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案に対する附帯決議（令和５年４月１３日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
三 裁判所の電子情報処理組織を構築するにあたっては、サイバー攻撃などで事件記録が流出して事件関係者のプライバシー侵害が起こらないよう、適切なセキュリティ水準を確保するとともに、代理人等に委任しない者が電子情報処理組織による申立てを容易に利用できるよう、日本弁護士連合会・日本司法書士会連合会等の意見を聞き、利便性を高めるよう努めること。		
四 IT技術が進展する中、ウェブ会議における成り済ましや第三者による不当な介入、デジタル証拠の漏洩や改ざん防止に向けて不断の検討及び対応に努めること。		

○刑事訴訟法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和５年５月９日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
一 位置測定端末の規格の設定等に当たっては、位置測定端末を装着していることができるだけ外部から目立たず、身体の動きを極力妨げないものとする等、保釈中の被告人のプライバシーの保護及び行動の自由等に十分に配慮したものとする。		
二 位置測定端末を装着した被告人の所在禁止区域への立ち入り等が発生した場合に、迅速に状況を確認し、勾引をすることができるよう、十分な訓練の実施や関係機関との連携体制の確立等に努めること。		
三 保釈中の被告人に係る端末位置情報を表示して閲覧することができる者及び閲覧することができる場合を限定した趣旨に鑑み、閲覧設備の運用に当たっては、端末位置情報が漏出することがないように適切な措置を講ずること。		
四 位置測定端末装着命令を受けた被告人の数や装着を終了した人数等、位置測定端末装着命令制度の概括的な運用状況を公表すること。		
五 位置測定端末装着命令制度について、その対象範囲を、被告人の国外逃亡を防止するために真に必要があると認められるとき以外に拡大しないよう厳格に運用すること。		

○民事訴訟法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和４年５月１７日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
一 本法施行後において、訴訟手続の電子化が速やかに行われ、適切な裁判が実施されるよう環境整備及び事務負担の軽減に努めること。		
五 裁判所の電子情報処理組織を構築するに当たっては、サイバー攻撃などで訴訟記録が流出して訴訟関係者のプライバシー侵害が起こらないよう、適切なセキュリティ水準を確保するとともに、訴訟代理人に委任しない者が電子情報処理組織による申立てを容易に利用できるよう、日本弁護士連合会・日本司法書士会連合会等の意見を聞き、利便性を高めるよう努めること。		
六 訴訟記録を電子化するに当たり、事件記録の保存期間を広げるとともに、判決書については、国民が調査や分析しやすいものとなるよう努めること。		
八 口頭弁論等における当事者等のウェブ会議による参加については、当事者や証人へのなりすましを防止すること及び第三者からの不当な影響を排除すること並びにウェブ会議の録音・録画を防止することを確保できるよう努めること。		
十 訴訟手続の電子化を速やかに実現させるため、裁判所の必要な人的態勢の整備及び予算の確保に努めること。		
十一 民事訴訟手続を利用する障害者に対する手続上の配慮の在り方について、本法施行後の制度の運用状況及び障害者の意見も踏まえて、障害者のアクセスの向上に資する法整備の要否も含めて検討し、必要な措置を講じること。		

○裁判所職員定員法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和３年４月６日）

附帯決議	処理状況	処理の内容及び今後の予定（対応困難な場合はその理由）
一 民事訴訟手続の審理期間及び合議率の目標を達成するため、審理期間が長期化している近年の状況を検証し、審理の運用手法、制度の改善等に取り組み、その上で、目標達成に必要な範囲で削減を含め裁判官の定員管理を行うこと。		
二 裁判所職員定員法の改正を行う場合には、引き続き、判事補から判事に任命されることが見込まれる者の概数と判事の欠員見込みの概数を明らかにし、その定員が適正であることを明確にすること。		
四 現在の法曹養成制度の下で法曹志望者の減少について顕著な改善傾向が見られないことを踏まえ、そのことが法曹の質や判事補任官者数に及ぼす影響につき必要な分析を行い、その結果を国会に示すとともに、法改正を踏まえた更なる法曹養成機能の向上、法曹志望者の増加等に向けた取組をより一層進めること。		
六 離婚後の子どもの養育費の不払、面会交流の実施をはじめとする子をめぐる事件の複雑困難化、家庭裁判所の家事事件の新受件数の増加等に対応するため、家庭裁判所の機能強化を図り、家事事件の専門性に配慮した適正な人員配置を行うこと。		